南宋初期の王安石評價について

近藤一成

はじめに
一　高宗の經術主義
二　高宗と安石批判
三　實錄修訂
四　進士科試題
五　從祀問題
おわりに

はじめに

小論は、南宋の建炎・紹興年間（一一二七～一一六二）、王安石が體制内でどのように評價され位置づけられていたかを考察するものである。勿論、體制の評價も最終的には諸個人の評價に還元されるのだが、安石を批判するにしろ支持するにせよ、そのことが南宋朝の政策決定や國家制度の形成に何らかの影響を與えた限りに於て專ら問題にしたいということである。

南宋政權は概ね舊法黨の立場にたつといわれる。王安石の全面的復權が遂になされなかったという意味でそれは事實である。しかし大勢としてはそうでも、個々の政治過程は當然のことながら曲折に富んでいるし、舊法黨の立場も反新法という以外、その實態はそれ程明らかではない。從って南宋の政治史或いは政治思想史をこうした角度から分析することに

も意味はあるかと思う。

そして何よりも安石評價の問題は、道學形成の問題と表裏の關係にあることが重要である。道學派の形成過程を政治史に卽してみるならば、その窮極に「程朱の學」の官學化という事態があり、政治的、社會的勢力として自己を擴大しようとして最初に出會った障碍が王學であったからである。それ故、小論は社會的、政治的勢力としての道學派の形成過程を考察する前提となるべきものである。[1]

一　高宗の經術主義

蔡京ら新法黨政權下で北宋が金の侵寇を蒙むり滅亡したことは、南宋政權を必然的に反新法＝舊法黨の立場に立たせることになった。既に靖康元年（一一二六）、蔡京、王黼、童貫らが相次いで貶竄あるいは誅殺される中で、元祐黨籍及び學術の禁が除かれ舊法黨系士人への追封などが行われている。[2] 高宗がその路線を繼承したことは當然であろう。[3] 言わば反新法、舊法黨支持は南宋政權の前提であり、何人も否定し得ぬ建前であったといえる。

ところで、高宗の反新法黨の立場を見ると、そこにはやや異なる二つの動機が含まれているように思われる。例えば、建炎元年五月の卽位時、新法黨を彈劾する二つの詔が降されたが、それぞれの內容の違いがこの二つの動機の相違を示している。一つは受命時の大赦である。その中に、「蔡京、童貫、朱勔、李彥、孟昌齡、梁師成、譚稹及び其の子孫は、皆な國を誤り民を害す人、更に收敍せず」（「三朝北盟會編」卷一〇一）との條文があるように、「建前論的」立場から前代の爲政者の責を問うものでこの立場は以降、元祐黨人の復權という形で政策化されてゆく。卽位二箇月後の七月、元祐黨籍に在った李積中の知襄陽府任命を皮切りに（「要錄」卷七同年七月己丑）、二年正月周武仲の上言や「明受の亂」後の高宗復辟の赦文で全面的な黨籍人の錄用が明示されるが、本格的に實施されるのは建炎四年七月以降である。その後十年以上に亙り回復措置がとられた。對象となるのは、元符三年に上書した臣僚のうち邪等の籍に入れられた者及び徽宗の崇寧年間、

黨籍碑に名を刻まれた者達で、本人の復官、贈諡、追封や恩典の復活、子孫の錄用などが與えられた。[4]

一方、建炎元年五月丙午、やはり新法系の蔡確、蔡卞、邢恕の追貶が行われているが、これは「宣仁后を誣謗し、且つ自ら定策の功有るを言うに坐」したからであった（「要錄」卷五）。この措置は、卽位大赦の翌日の詔、「宣仁聖烈皇后、哲宗を保佑し社稷を安んずる大功有り。姦臣私を懷き聖德を誣衊し著わして史册に在り。國史院をして官を差し實を摭りて刊修し、天下に播告せしむべし」（「要錄」卷五同月辛卯）に卽應したものである。それではこの詔の意味するところは何か。一つは「要錄」同條に附された呂中の「大事記」の見方がある。宣仁皇后とは言うまでもなく英宗の皇后、神宗の生母であり、哲宗の元祐年間、司馬光、文彥博ら舊法黨系の人物を登用して垂簾の政をしいた女性である。それ故「大事記」は「我朝の治、元祐を甚と爲す。母后の賢、宣仁を最と爲す。熙・豐の小人相繼いで事を用いるの後に當り、元祐を以て繼ぐに非ざらしめば、則ち中原の禍、靖康を待たずして後ち見われん。京師守りを失うの時に當り、元祐の治をして人の耳目に在らしめざれば、又何を以て炎興の運を開かんか。此れ宣仁の功なり」と言い、舊法派の元祐の政治を至高のものとし、元祐の治の中心人物として宣仁皇后を位置づける。その宣仁皇后が、新法派章惇、蔡卞らに詆誣され追廢すら論議されたことの不當を明らかにするのは、黨爭の再開ではなく、「古今人心の天理」だと述べる。要するに先述した「建前論」的立場からの見方に近い。しかしこの詔は高宗にとり更に切實な意味があった。というのは、高宗が建炎元年五月南京應天府で卽位したとき、金に拉致された欽宗から高宗への帝權の移讓は、開封に在って獨り北狩を免れた元祐太后の手を經るという形式のもとに行われたからである。だがこの哲宗の皇后は、紹聖三年九月に皇后を廢されて以降、廢立を繰り返され、當時甚だ不安定な立場に置かれていたのであった。[5] 元祐太后の地位を強化するためには彼女を皇后に推し全面的に支持をしていた宣仁皇后の評價に疑點を殘してはならない。こうして事は高宗卽位の正統性にかかわる問題であったのである。この高宗のより個人的動機からの反新法派の立場は、舊法黨人の復權策とは別に、新法派の視角からの歷史敍述を訂正する修史事業の推進として具體化する。

今、敢えて高宗の反新法黨の立場に二つの要素を見てとろうとしたのは、前者の「建前論」の場合には、亡國の直接の契機は蔡京一派の「紹述の政」にあるにしても、その第一原因は安石の新法實施に溯るとして安石批判が前面に出てくる。それに對して後者は、章惇、蔡京ら紹聖以降の修史に關連した新法黨人が主に批判され、安石への非難の調子が前者より弱くなるように思われるからである。そこでこのことを踏まえ高宗の反新法黨の動機についてもう少し考えてみよう。

黄庭堅、米芾、二王の書蹟を愛し自らも書を能くした高宗は、父徽宗と同樣、文化的には比較的高く評價されるものの、政治上は、金の北半占領、宋室南渡という狀況を前に、確固たる展望を持ち得ず、時時の宰相の言に左右されつつ和戰兩樣の主張の間を搖れ動いたということで評判はよくない。[6] 確かに一定の政治方針を有していたとは言い難い高宗ではあるが、もし高宗に一貫したものを求めるとしたら、その文化人的素養にもとづく經術主義ともいうべき政治態度をあげることができる。高宗は自らの日課を「早朝退省ののち臣僚の章疏を閲覽し、朝食後は『春秋』『史記』を讀む。夕食後、内外の章奏を見て、夜『尚書』を讀むこと率ね二更まで」[7]と語っているように大變學問好きの天子であった。[8] 學問を好む高宗は經筵を重視した。金の南下により揚州に追われながらも建炎元年十二月には早速、講讀官四名を從臣より選び、翌二年四月「故事、端午に講筵を罷め、中秋に至りて開く。朕、寡昧を以て茲の艱難に遇い、先王の道を學ぶは有益爲るを知る。方に孜孜として史を講ずるに、若し經筵暫らく輟むれば則ち疑い有るも質す無く、徒らに日力を費さん。朕、罷むこと勿からんと欲するも可なるか」と問い、大臣が稱讃したので經筵が續行されたと見えるように（「要錄」卷一五同月庚申）、休みもとらず學業に勵んでいる。因にこの時の講讀官は、吏部尚書周武仲、翰林學士朱勝非、刑部尚書王賓、工部侍郎楊時である。以後、主に從官或いは秦檜專政の時期は臺諫が侍讀、侍講を兼ね、經書や故事の進講に當った。こうした高宗の學問好きを經術主義と呼ぶのは、少なくとも高宗の意圖として學問を單なる机上のものに終らせることなく、飽くまで政治の指針をそこに求め、聖賢の政治理念によって現實を指導するための古典研究と位置づけようとしていたからである。「上、大臣に謂いて曰く、帝王の學有り、士大夫の學有り。朕、宮中に在りて一日も學を廢する無し。然して但だ前

古の治道を究め、今に宜しき者有れば施行を要むるのみ。必ずしも章句を指摘し以て文を爲さず」（「要錄」卷一四三紹興十一年十二月己卯）とか、「朕、書を讀む毎に未だ嘗て苟めにせず。必ず聖人の立言する所以の意を思う。……書を讀みて適用せざれば、則ち愚人の猶を過無きがごときにしかず。書を讀みて適用せざるは、患を爲すこと更に甚々し」（「要錄」卷一四六紹興十二年八月丁卯）という帝王學や學問觀は、それをよく示していよう。そして、經書から得た聖賢の政治理念を現實に生かす道を求めた高宗が、特に興味をひかれた學が、史學であった。

紹興二年十二月、新知江陰軍の趙詳之が、經筵で諸史を講ずるよう乞うた上奏に對し、高宗は六經が皆な王道を論ずるのに史書は多く霸を雜じえるという理由で却下している（「要錄」卷六一同月辛卯）。しかし既に建炎二年の經筵では「資治通鑑」が讀まれており、高宗の史學への眼は早くから開かれていたようである。この時期、如何に「通鑑」を尙んだかは、自ら書寫した「通鑑」第四册を宰相黃潛善に賜わったり（「要錄」卷一七建炎二年九月戊戌）、司馬光を姦人呼ばわりして「通鑑」の刊行を妨げた兩浙轉運副使王琮が罷免され、[9] 更には司馬光の子孫に月々錢米を支給するよう詔した（「要錄」卷二一建炎三年三月甲申）ことなどが物語っている。

やがて紹興年間、戰局の少康狀態の中で經筵が再開されると、高宗の興味は「春秋」に向う。先の日課でも、「春秋」と「史記」の講讀を擧げていたが、「春秋」は二十四日で繰り返し讀了する精進ぶりであった。そして「左傳」を胡安國に附し句點を施せしめようとした紹興二年七月以降、高宗と「春秋」との關わりを示す記事が多く出るようになる（「要錄」卷五六同月乙丑）。安國は、今が非常時であることを理由に、繁雜な「左傳」を措いて聖經に專念すべきであると述べ（「宋史」卷四三五本傳）、これを契機に給事中兼侍讀として「春秋」を講義することとなった。しかし八月には、當時最初の宰相位にあった秦檜に對する呂頤浩ら反對派の追い落し工作の中で、安國は經筵を辭することになる。それにもかかわらず、高宗は安國の「春秋」解釋に大きな信頼を置いていたようで、紹興五年三月、彼の推薦した朱震に「左傳」を講義させ（「要錄」卷八七同月丁丑）、六年十二月に進呈された「春秋胡氏傳」は、高宗の座右の書となったのである（「要錄」卷一〇

五紹興七年九月丁酉)。

「君爲りて『春秋』を知らざれば君爲るの道に昧く、臣爲りて『春秋』を知らざれば臣爲るの道に昧し。此の書、褒貶甚々嚴なり。眞に萬世の法なり」(「要錄」卷一四八紹興十三年二月丙寅)とは、やはり高宗が「春秋」を帝王學の最重要書と考えたことを示す言であるが、「通鑑」のときと同樣、皇帝の「春秋」尊重は幾つかの波及效果をもたらした。一つは「春秋」注釋書の蒐集である。例えば紹興二年、河南助教杜諤が嘗て生前に集めた諸春秋傳が學官に附され(「要錄」卷五九同年十月丙申)、三年二月黃庭堅の甥である右諫議大夫徐俯が「春秋解義」を進めており、或いは同六年には選人文旦の「春秋要義」、故崔子方の「春秋解」が學士朱震によって檢討、校正され、いずれも賞讃に與っている(「要錄」卷一〇四同年八月辛丑)。また「春秋」に通じていることによって拔擢される者も出てくる。程門高弟布衣王蘋は、「春秋」に通じ素行高潔、憂時愛君の心があるというので、進士出身を賜わり祕書省正字に除せられたが(「要錄」卷八三紹興四年十二月己卯)、これは異例のことであろう。紹興十二年、鄕貢進士の董自任は「春秋總鑑」を獻じたことにより永免文解の特典を賜わった上、太學錄に充てられた。これらの措置が、春秋學の隆盛をもたらしたとは必ずしも言えないが、春秋學の質の向上の面で何らかの刺激を與えたことは十分推測できる。但しこれらの記事は、紹興十二、三年頃、すなわち金との和議成立以前の時期に多く見えることに注意しておきたい。これは高宗の終生變わらぬ經術主義も、政治狀況と全く無緣ではいられなかったことを示すのだが、こうした高宗の史學を中核とする經術主義が現實に具體化する例として、宣仁皇后問題と結びつく神宗・哲宗實錄の重修を擧げることができる。すなわち、高宗の舊法黨的立場を構成する最も大きな要素は、史學尊重であったといえるのである。以下高宗の經術主義と王安石評價について二、三のテーマに卽して考えてみたいが、その前に建炎・紹興年間の安石批判の動きの大略を見ておきたい。

二　高宗と安石批判

高宗が自分の言葉で、安石や新法について直接語る記事は存外少ないのだが、臣僚との對話などから關連する部分を集めてみると、高宗及びその周圍の安石批判は幾つかの時期に分けて考えることができそうである。

まず北宋末の靖康元年（一一二六）、右諫議大夫楊時の、王安石を痛烈に批判した「上欽宗皇帝」文が、以降の安石批判に少なからざる影響を與えたことを指摘しておきたい。言うまでもなく程頤は元祐黨籍に入れられ、反新法、舊法派の立場は既に明らかであったが、二程の高弟でその正統を繼ぎ、しかも國子祭酒という顯職に登った楊時が安石批判の急先鋒に立ったことは、以後反王安石を標榜する政治勢力の中心に程學系の學者が登場してくる契機となった點で重要である。また理財に通じた經世家に共通して貼られるレッテルではあるが、安石の政治が管商の術であるとの指摘、王氏の學が學者の心術を破壞したことなど、後の安石批判の內容がほぼ出揃っていることも注目される。言わば安石批判の一つの型が、楊時の上奏の中に見られるのである。

さて南渡後は、高宗の卽位（一一二七）から紹興三年（一一三三）前後に至るまでを一時期として考えることができる。この期間は、北宋滅亡後の混亂期で、南渡の衝擊に卽應した形での安石批判がみられる。建炎三年六月、北宋滅亡の原因であるとして、安石が神宗廟の功臣配饗から黜けられたのはその好例である。このとき配饗を罷める詔を執筆したのは胡寅で、[10] 彼はまた長文の上奏を奉り、その中で「安石が小人を用いたため仁宗の養育した君子が跡絕え、遂には國を誤るに至ったこと。熙寧以前の篤實躬行の士に替わり、安石以降佛老・虛無の說を唱え實用に適さぬ人物が出た」ことについて安石の罪を詳述した（「要錄」卷二七建炎三年閏八月庚寅）。胡寅は以後も反新法の中心的存在であった。一方、高宗の安石觀が未だ定まらぬことを示す記事もみえる。建炎四年六月己亥、監察御史江躋の史學に詳しいことが話題になったとき、高宗は「今の士大夫、史學を知る者幾人か。此れ皆な王安石の經義を以て科を設くるの弊なり」と語った。宰相范宗尹は、これに眞の原因は蔡京兄弟の「紹述の說」にあると答え、高宗の贊意を得ている（「要錄」卷三四）。建前論的反新法が最も盛行したこの時期、高宗の本音が出ている點で興味深い。また紹興元年には、直龍圖閣沈與求が高宗の「王安石の罪は、

新法を行うに在り」との言に對し、「安石は揚雄、馮道を高く評價し其の心術が正しくない。從ってその學術も曲說で天下を惑亂し、それが靖康の禍の原因である」と答えている（「要錄」卷四六同年八月庚午）。安石の思想傾向及びその學問に批判の目を向け高宗の考えを正そうとしたのであろう。沈與求は直接程學と繫がらないが、批判の內容は楊時の延長上にあると言える。要するにこの時期は、北宋滅亡の餘波の中で反新法の中核勢力が程學系官僚であることが明らかになり、次の全面的な安石批判政策實施期の前段階に當ると考えられる。

第二の時期は紹興四年（一一三四）から八年（一一三八）の、ほぼ趙鼎が宰相にあった期間で、程學系の學者が政治勢力としても有力になり、安石批判が實際の政治の上に最も反映された所に特色がある。神宗・哲宗兩實錄の重修が開始されたのもこの時期である。その經緯は次節で述べるが、ここでは高宗と修史の擔當責任者である宗正少卿兼直史館范沖との對話の一つを擧げてみよう。高宗は「今でも安石は正しいと言う者がおり、最近、安石の法度を行うよう求める者まで居たが、何故このようであるのか」と質した。史料には餘り殘ってはいないが、安石支持勢力の存在を示唆する發言であろう。それに對し范沖は、程頤の言を援用して安石の心術不正の害が今に及ぶことを說明した。論法は先に見た沈與求と高宗の會話の中での兩者の位置を程頤と范沖に置き換えればほぼ同じである。その結果、安石は舒王の告を毀抹されることになった（「要錄」卷七九紹興四年八月戊寅、丙申）。この措置は、體制が王安石をどう評價していたかを知る一つの指標であり、建炎三年の神宗廟からの追放が趙鼎の上奏に依ることを併わせ考えると、この時期、程學系官僚が反安石のスローガンのもとに政局を指導した樣子が知られるのである。こうした中で例えば紹興六年、吏部侍郎劉大中が侍講を命じられた制詞には「熙寧以來、王氏の學行われること六十餘年、邪說橫興し正途壅塞さる云々」とあり、經筵官の辭令までも安石批判を基調に書かれるようになっているのである（「要錄」卷九七同年正月辛卯）。また程學系官僚の安石批判で王學の內容を論駁するものが高宗の目に觸れるのも、この時期である。既に楊時は「三經義辯」を著わし「三經新義」を論じていたが、弟子の王居正は、それを更に敷衍して「毛詩辯學」二十卷、「尙書辯學」十三卷、「周禮辯學」五卷、「三經辯學外集」

一卷とし、紹興五年、これらを七卷にまとめて獻上した。[11]

しかし、安石批判を梃子にする程學派官僚の急激な擡頭は、朝廷內部に摩擦をも引き起した。この間の事情を窺わせる記事に陳公輔の上言がある。彼の上奏は「道命錄」卷三に收められた紹興六年十二月二十六日の「伊川之學惑亂天下乞屏絕」の論が有名で、李心傳の按語によって南宋に於ける程學禁止の始まりと一般に解されているものである。ただこの論は、程學の內容まで批判したものではなく、朋黨の弊害を指摘したに止まる。李心傳が言うように趙鼎が宰相になってから程學系の學者官僚の登用が多くなり、しかも趙鼎は伊川と面識がなかったので、利に聰い一部士人の間で「狂言怪語、淫說鄙喩」を伊川の文、「幅巾大袖、高視闊步」が伊川の行だとして程學徒を詐稱する風が起った。やがてそれが他を排除し黨派を形成する動きとなったので公輔は、安石の學が定論となった以後の朋黨の弊と同じであると批判したのである。從って公輔の程學批判は、同年七月に行った王安石の學術、政策への批判と併わせて考えなければならないであろう（「宋史」卷三七九本傳）。安石批判の論旨は「三經新義」「字說」が聖人を詆誣するものであること、「春秋」「史記」「漢書」を粗略にしたことなど以前から言われてきたことだが、それが「議する者、尙お安石の政事善からずと雖も、學術尙お取るべしと謂う」とあるように、王學支持者への反論という形をとっており、ここでも依然として王學の影響が示唆される。要するに程學派官僚の擡頭に對する反動が、程學も王學も同じ朋黨の弊を有するとの批判を引き起したのである。

やがて紹興八年（一一三七）十月、趙鼎が宰相を去り秦檜專政時代に入ると、程學への彈壓が始まり、高宗を中心とする廟堂の安石批判の空氣にも變化が起る。以降二十五年の秦檜の死までが一時期である。秦檜の沒後、趙鼎と檜を比較して祕書省正字葉謙亨は、「向に朝論は、專ら程頤の學を尙び、說を立つるに稍か異なる者有るは皆な選に在らず。前日の大臣は則ち陰かに王安石を佑び、其の說を取るに稍か程學に涉る者は一切擯棄す」と述べ、高宗は「趙鼎は程頤を主とし、秦檜は安石を尙ぶ」と答えている（「要錄」卷一七二紹興二十六年六月乙酉）。確かに趙鼎の程學尊重から一轉して秦檜の程學彈壓時代への變化は、秦檜と安石を結びつけることで程學と王學の對立という形に整理ができ、黨派と思想的立場の關係

は理解しやすくなる。しかし秦檜＝王學という見方は、「道命錄」卷四などに引かれ良く知られているにもかかわらず、秦檜の學術の具體的な內容は明らかでない。宋金和議を遂行した秦檜にとり、程學系の學者官僚に主戰論者が多いことは、當然程學彈壓の必要性を考えさせたであろうし、その際、程學者が攻擊する王學に近づくことは十分豫測できるのだが、反王學は南宋政權成立の「建前」であること、或いは王學の現實主義的性格が秦檜の政治方針に合致しはするものの、講和を積極的に支持する理論としての機能を王學が果してもつものかどうか、その邊りが明瞭でないので「秦檜は王安石を尙ぶ」という實態が明らかにならないのであろう。しかし高宗の安石批判がこの時期に弛んだことは確かである。紹興十四年、高宗は秦檜との會話の中で「王安石、程頤の學、各々長ずる所有り。學者當に其の長ずる所を取るべし」（「要錄」卷一五一同年三月癸酉）と述べているが、部分的にせよ安石を肯定した記事はこれが初めてであろう。趙鼎の程學尊崇の行過ぎ是正が、まず陳公輔の論のように王學・程學兩者の「專門の學」の禁止という形をとり、やがて秦檜時代は「專門の學」で專ら程學を意味するようになり、その分だけ王安石が浮上する。高宗の言葉はそうした事情を背景としている。同年四月、將作監丞蘇籀が、「近世の儒臣の諸經解を集めて唐の『正義』の闕けた所を補うように」と乞うたのに對し、高宗は秦檜に「此の論甚々當れり。諸說を學官に頒てば、王安石、程頤の說を師とする者も紛紜するに至らず」（「要錄」卷一五一同月丙戌）と兩手を擧げて贊成している。安石に肩入れしようとする秦檜への牽制とも解釋でき、高宗の複雜な心理を覗かせている。

この時期、反王學の空氣が弛んだことは、次に擧げる陶愷の官歷の變遷からも窺える。尙書金部員外郞であった陶愷は、紹興六年二月己亥、知筠州に轉出させられ、翌月には監當差遣に落されている。その理由は高宗への面對の言が「紹述の說」であり、父節父が蔡京の黨であったからというものであった。新法黨の立場を堅持していたのであろう。このときの宰相は趙鼎、張浚である。しかし七年三月、鼎が相位を去っている閒に監當官から知吉州に移り、やがて秦檜專政時代を迎えると再び金部員外郞に戻り、以後司農少卿、右司員外郞と中央官を歷任、十八年五月、直龍圖閣知潭州で卒し

た。新法派官僚陶愷の趙鼎時代の左遷と、秦檜時代の登用を見ると、秦檜の「安石を尚ぶ」立場は、必ずしも高宗の言葉の上だけではなかったようである。

二十五年の秦檜の死から、三十二年（一一六二）紹興の終りまでが第四期であり、この時期、高宗の口から再び安石批判が出るようになる。[12] 同時に張浚、趙鼎、胡寅らの館職が復され、秦檜時代の反程學策は弛められた。しかし程學は以前のように優遇されることなく、王學と併存する形で認められたに過ぎない。そして程學對王學という對立そのものが稀薄となってゆくのである。

以上、一つの目安として建炎・紹興年間を四期に分けてみた。宰執段階での黨派、學派の角逐と高宗の經術主義が合體してそれら諸時期の特色が出てくるようである。

三　實錄修訂

高宗の經術主義と王安石評價が關連する問題に修史事業があることは先に述べた。高宗の史學への興味は、過去の史實から現在の指針を汲みとろうとする所にあり必ずしも史書編纂とは結びつかないが、高宗卽位をめぐる特殊事情があるにせよ、その「實錄」改修に見せた意欲は、史學重視の姿勢をぬきにしては理解できないであろう。

王安石は經を尊んだにもかかわらず、「春秋」の學官をたてなかったことから、後世、「春秋」を「斷爛朝報（官報の斷片）」だと言って廢し、史學を禁じた元兇と評されている。このこと自體は、既に「宋元學案」卷九八荆公新學略などが述べるように事實ではない。[13] しかし先にも引いた建炎四年の高宗と范宗尹の對話で、高宗が「今の士大夫が史學を知らぬのは安石が經義で科擧を行ったからである」と述べているように、安石と史學の禁を結びつける考えが一般的であったと思われる。特に「春秋」については、「荆公、詞賦を黜け經を尊ぶも、獨り『春秋』のみは聖經に非ずとして試せず。所以に元祐の諸人多く春秋傳解を作る」（張端義「貴耳集」下）という見方、すなわち「春秋」尊重卽反王安石との理解ができ

あがってゆく。従って高宗の「春秋」愛讀は、それだけで安石批判の立場にたつものと後世の人々に思わせたであろう。

高宗時代の修史で最も紛糾したのは、「神宗・哲宗實錄」の重修と「徽宗實錄」の編纂である。そこで以下、三實錄編纂の經緯を述べ、安石批判の問題との關連を考えてみる。高宗は卽位後ただちに宣仁皇后を誣蔑する記事があるからという理由で、國史院に刊修の詔を出したことは先述の通りである。帝位の正統性に拘わる問題であったので緊急を要したのである。しかし建炎から紹興初年までは、金軍の南下、度重なる移蹕などにより史官の整備すら儘ならず、建炎四年十二月、昭慈孟皇后の遺旨とも言うべき刪定の強い要望があったにもかかわらず、改訂に着手できたのは紹興四年になってからであった。このとき重修の理由は、「神宗實錄」には王安石の「日錄」が添入され、「哲宗實錄」は蔡京、蔡卞の手で編修されたから誤りが多く信を後世に傳える所以ではない、と述べられている。新法黨の黨派的觀點からの敍述を訂正するということであろう（「要錄」卷七六紹興四年五月癸丑、庚申）。

さて「神宗實錄」二百卷は、元祐元年（一〇八六）二月、鄧溫伯、陸佃が修撰、林希、曾肇を檢討官、宰臣蔡確を提擧に編纂が始められ、同六年三月完成、呂大防が上呈している。この間、趙彥若、范祖禹、黃庭堅ら錚錚たるメムバーが編集に參與した。[14] ところが完成後間もなく哲宗の親政開始とともに新法黨系官僚が政權を握り、蔡卞、曾布らによって「實錄」改定の願いが出され、紹聖元年五月には重修の詔が降った（「皇朝編年綱目備要」卷二四）。元祐本が司馬光の「涑水紀聞」を多く採ったのに對し、このときの紹聖本は安石の「熙寧日錄」に依った。後これが問題とされるのである。三年十一月、重修成り、章惇が上呈した。この重修本は、元祐實錄を底本にして墨書し、增添の部分を朱書、削去は（雌）黃を用いたので朱墨史と呼ばれる。完成後、元祐本は焚毀されたらしい。一方、「哲宗實錄」は、元祐末年までの「前錄」百卷と以降の「後錄」九四卷とに分かれ、徽宗の大觀四年（一一一〇）四月、蔡京によって進呈されている。前後に分けたのは、宣仁垂簾の政が哲宗とは異なることを明示しようとするためであったと言われる。

ところで、これら兩實錄の改修が紹興四年に本格化したことは、前節で述べた安石批判の第二の時期の始まりと一致

し、程學系官僚の進出と軌を同じくするのである。重修の中心となった人物は、「唐鑑」の著者范祖禹の子の范沖で、華陽の人、司馬光の學を繼ぐとともに、光の子孫を撫育し或いは程門高弟尹焞を自代推薦したりしている。彼はまた趙鼎の姻戚でもあった。この時期、趙鼎、范沖二人の動きを見ると、建炎四年七月、沖は禮部尚書謝克家の推薦を受け、紹興四年五月、高宗じきじきの要望で直史館に任ぜられた。一方趙鼎は同年三月參知政事、九月には宰相位に就き、六年十二月一旦辭した後、七年九月から翌八年十月まで再び宰相となっている。「神宗實錄」の完成が紹興六年正月、「哲宗實錄」は八年六月、「續修哲宗實錄」が同年九月であるから、全て趙鼎の監修ということになる。また「朝野雜記」甲卷四神宗哲宗新實錄や「要錄」關係記事から兩實錄の編纂に關與した主な人物を拾いあげると趙鼎、范沖以外に十九名程が數えられ、[19] その中で「宋元學案」「同補遺」に名のみえる者が十五名、うち伊川の學統上にある者は八名、特に張九成、高閌、喩樗ら楊時の門人五名の存在が目立っている。程學系以外の人物も當然のことながら司馬光、蘇洵ら舊法黨系が大部分を占める。こうしてみると、高宗の宣仁皇后問題を契機として興された修史事業は、實質的に趙鼎を中心とする程學系學者官僚によって推進されたわけで「實錄と謂うは但だ當に其の實を錄すべし。而して褒貶自ら見われん。若し附するに愛憎の語を以てすれば、豈に之を實錄と謂わんや」（「要錄」卷一一紹興七年五月己丑）と、改修における「公心」を強調する高宗の言葉にもかかわらず、編纂者の黨派性は否定すべくもなかった。

紹興五年二月、直史館范沖は「神宗實錄考異」五卷を撰し、史館に附して衆議にかけることを乞い許された。議論が多様なため、去取の意を明示して後世に備えるというのがその理由であったが、編修官內部でも意見の對立があったのであろう。また史館が底本として使用した「朱墨史」が原本と體裁が異なる上、簡便に從った寫本であったので、不備を補うため「考異」を著わしたのである。こうして一應五十卷分の完成をみたのが紹興五年九月、翌六年正月には二百卷が高宗に獻上された。

ところが趙鼎が一時相位を去っている閒に問題が起った。重修「神宗皇帝實錄」には、なお「詳略中を失し、去取未だ

當ら」ざる所があるとして、史館に項目ごとの解説を附するようとの御筆が降されたのである。趙鼎の辭任後、獨り相位にあったのは張浚だが、この浚の意を受けた祕書著作郎何掄が「新錄の訛謬を正さん」と乞うた結果であった。これに對し、九月再び相位に就いた趙鼎は、ただちにこの措置に反論し、何掄の用いた蜀本が史館の底本である曾統の進呈本と異なる點のある所を指摘し「訛謬」を底本の異同によるものとしたのである。こうしてこの件は、底本の違いということで收拾されたが、浚の「新實錄」批判の眞意は、趙鼎の安石及び蔡京ら新法黨を徹底的に黜りぞける態度への不滿にあったとされている。[16] この事件は、趙鼎派による重修作業が朝廷内部にあって如何に微妙な位置にあったかをよく示していよう。

范沖は「哲宗實錄」を重修するに際しても「考異」の例に倣い「辨誣」一書を著わし、史館の參考に供した。「哲宗實錄」は、蔡京が成書後、「時政記」「日曆」の類を焚棄したので史料蒐集からやり直さねばならず、曾布の「正論」などまでが史館に回わされている。これらの史料の中から、京らの「誣謗」を證する記事を整理したのが「辨誣」である。こちらは大きな波瀾もなく八年九月、紹聖・元符年間分の「續修」を上呈して完了している。

趙鼎は「續修」完成の翌十月、宰相の位を追われ、以降十七年餘りにわたる秦檜獨相時代に入る。王安石を尙んだと評される程の秦檜であるから、趙鼎の兩實錄に批判的であったろうことは想像に難くない。しかし高宗の意向に正面から反對することになる兩實錄の改訂はできなかったようで、史官を彈劾したり、問題があることを指摘しながらも兩實錄は結局そのまま置かれ、後代修史の基本史料となる。その代わり秦檜時代に編纂された「徽宗實錄」は大變疎略なものであった。「徽宗實錄」は、紹興十一年七月、元符三年から大觀四年に至る六十卷が進呈されているが、實錄院が「簡約に從い細務を略去する」よう指示し、また史官の方でも秦檜を諱避するので、緻密な仕事ができる狀態ではなかったのであろう。しかも大觀以降の分は遂に編纂されず、上呈された六十卷分も含めて編纂され直し、完成したのは孝宗の淳熙四年のことであった。

このようにみてくると高宗にとって、趙鼎及び彼の周圍の程學系學者官僚との出會いは、懸案の宣仁皇后問題を解決するためにあったかのようである。また趙鼎らも高宗の修史の意圖を十分理解し、自派の反王學、反新法黨の立場を更に堅固にする方向で「實錄」を改訂したが、張浚の反對からもわかるように、その立場は當時の朝廷内に在って必ずしも共通のものではなかった。兩朝實錄完成後に秦檜時代を迎えたことは、反新法派にとり大いなる僥倖であった。何故ならこの「神宗實錄」が、後世の史家の安石觀をほぼ決定づけることになるからである。

四　進士科試題

王安石評價と密接に關連するもう一つの問題として科擧制の改更がある。北宋の哲宗・徽宗朝、新舊兩黨の政權交替がある度に目まぐるしく貢擧の制が變わったことは周知の通りであるが、元祐の法に基づくといわれる南宋の科擧制には、高宗の經術主義と安石の經術主義[17]との關係など考えるべきことは多い。

ところで安石の科擧改革の最終目標は學校貢擧にあったといわれる[18]。ここでは科擧制度全般を問題にする譯ではないので、安石以降の進士科試題の變遷を概觀して南宋初期の特質を考えたい。熙寧四年二月の安石の變法は、詩賦、帖經、墨義の廢止、「易」「詩」「書」「周禮」「禮記」からの一經選擇と「論語」「孟子」の兼習。毎試四場として、最初が本經、次いで兼經の經義十道、第三場は論一首、四場が策三道を試することなどが主な改革點と言えよう[19]。ここで詩賦が廢されたこと、及び經に「春秋」が含まれず、更にのち安石の「三經新義」「字說」が解釋の基準とされたことが後世、論議の爭點となる。やがて神宗が沒し宣仁太后の下で舊法黨が政權を握ると「字說」の引用が禁止され（元祐元年）、四年には詩賦の復活が行われて科擧の上でも新法は否定された。しかし舊法黨による改更は、春秋科の設置、解經に先儒の傳注及び自己の意見を用いることについては一致をみたが、詩賦と經義のどちらを重視するかでは意見が分かれている[20]。その結果、經義、詩賦の兩科をたてて、詩賦の進士は、第一場で「易」「詩」「書」「周禮」「禮記」「春秋左傳」から一經を選擇、

「論語」「孟子」を兼習させ本經義二道、語、孟義各一道を試す。第二場で賦と律詩を各一首、三場で論一首、四場では子、史、時務策二道を試すことに、また專經進士は兩經を必習として一、二場で本經義各三道、語、孟義各一道を試し、三場以下は詩賦と同じにするということになった。詩賦の復活といっても經義は兩科必習であり、最早、熙寧以前の法に戻すことはできなかったのである。やがて哲宗の親政が始まると再び詩賦が罷められ、元祐の專經進士の法のみが行われた。この紹聖の法は、徽宗朝、三舍法施行時にも續けられ、靖康元年、再度詩賦復活の詔が出されたが、科場を設ける暇もないまま翌年北宋は滅亡した。

以上が熙寧、元祐、紹聖の進士科試題の概略である。これを承けた南宋は建炎二年五月、元祐の法を參酌して、詩賦、經義を分離した取士の法を定めた。すなわち毎試三場とし、詩賦を取る者は第一場に詩・賦を各一首、經義の者は本經義三道、語、孟義各一道を、二場以降は共通で論一道、三場が策三道と決めたのである（「要錄」卷一五同月丙戌）。このように元祐法と異なり詩賦を選擇した者は、經義を治めなくともよいことに建炎法の特色がある。これを經術主義という點から見れば明らかに一歩後退であろう。既に元祐の改更のとき、專經にて受驗する者は十に二、三無しという狀態で[24]、士人は詩賦に殺到していたが、今後は經義の兼習がないのであるから結果は目に見えている。恐らく新法否定と經術主義を兩存させようとする高宗の最も苦慮した所だと思われる。

さて建炎二年の貢擧法制定に際し、經義は古注を用い、專ら王氏の說を取らぬようにとの上言があり、高宗はこれを認めているから、王學が經の唯一の解釋であるという新法派の立場は當然否定されたと考えられる。しかし「不專」と述べるように、北宋の「字說」や「元祐學術」の禁の場合の禁令の如く嚴密な禁止令はなかったと思われることにも注意しておきたい。「字說」と違い、「新義」は元祐時に於ても全面否定はされず[25]、また「新義」を學んだ大量の士人に無用な混亂を起させまいとする配慮が働いたのであろう。

高宗朝は、都合十一回の科擧が實施されている。これらを先の安石批判の時期區分にあててみると、建炎二年と紹興二

年が第一期、第二期が紹興五年と八年、三期が最も多く十二年、十五年、十八年、二十一年、二十四年の五回、最後が二十七年と三十年の二回である（いずれも省試の年）。では各科場でこれらの時期に對應するような特色が認められるであろうか。貢擧の法については、建炎二年の三場制がほぼ踏襲され、三十年の科場のみ例外的に經義・詩賦兼習で行われているが、大きな變動は無かったと言えよう。[23] しかし個々の場合をみると、ある程度その時期固有の問題が指摘できそうである。

建炎二年と紹興二年は、未だ行在も定まらず各路の轉運司所在州での類省試であったにもかかわらず、先にみた三場制、經義・詩賦別習の原則がたてられたことが重要である。しかし政策全般を舊法に戻す建前にもかかわらず、何故元祐法の詩賦・經義兼習が實施されなかったのかが問題となろう。建炎元年六月十三日には逸早く元祐經賦兼習の制に返すことを論議したにもかかわらずである。[24] 當時恰かも元祐時に反新法では一致しながら個々の點では意見の對立があったように、元祐法そのままの復活を主張する禮部尚書洪擬、經賦兩科の禮部侍郎王陶、詩賦のみの御史曾統など、詩賦復活の方法をめぐり政府部内で意見が對立していた。それを經賦兩科に決定したのは、高宗の「古今の治亂多く史書に在り。經義を以て登科する者、類ね史に通ぜず」との言葉であるが（「要錄」卷六一紹興二年十二月癸巳）、この言葉の意味を考えれば、兩科分立の事情も納得できよう。「經を修める者は史に通じない」とは一般的に妥當する言葉ではない。しかし熙寧の貢擧法改革後、新法系は經義を重んじて常に詩賦を罷め、同時に「春秋」も廢し、蔡京にいたっては史學を禁じた。一方舊法系は經義・詩賦を兼習させ且つ「春秋左傳」を大經としたという情勢のもとで、經義を習う新法系士人が史に暗く、反新法系士人は對抗上詩賦を重んじ史を習う狀況が生まれていたことは十分想像できる。[25] しかも詩の習得に比べ經の習得に要する努力は數倍するというのであるから、[26] もし元祐法の如くであれば新法系士人が登第しやすくなることは明らかである。經術主義といっても特に史學を重視した高宗にとり、史學を盛んにするため詩賦のみの途を開くことは已むを得ぬ措置であったろう。南宋の進士科が元祐の經賦兩習の法を取らず、經賦兩科で始まった理由はこのように推測することがで

きる。紹興五年の科場ではあるが、奏學人中、詩賦を習う者一千五百餘人、經義一千餘人とあるから（「要錄」巻九〇紹興五年六月戊辰）、經賦の比率も概ねうまくいっていたと言える。

省試が復活した紹興五年、八年の科場が趙鼎宰相時に當る。この時期、程學系官僚が多く中央に登用されたわけだが、科學に於ても程頤の文の引用が多ければ上位合格となったと非難されている。李心傳は朱勝非の「秀水閒居錄」に述べるこうした記事に對し、五年の廷試第一の汪洋、省試第一の黄中の策に頤の文は用いられていないと反論するが（「要錄」巻九三同年九月乙亥）、しかし汪洋（＝汪應辰）、黄中兩者は程學系の學問を修めており、[29] 結果的に程學系進士が上位を占めたことには變りがない。こうしたことから七年、翌年の科場を前に秦檜派と目される權吏部侍郎吳表臣は、老成實學の士を遺落させぬためにも策論を重視するよう請うている（「要錄」巻一一二同年七月戊申）。これは次の秦檜時代の程學彈壓の先驅けであり、新興程學派官僚に對する實務派官僚の巻き返しと解釋できる。

さて秦檜時代の五回の科擧で問題になることは、第一に、科場から程學の影響を一掃するため「專門の學」を禁じ、自派の臺諫をしてしばしば程學彈劾の上奏をさせたことである。「道命錄」巻四には、紹興十四年の殿中侍御史汪勃の言をはじめ、何若、曹筠、鄭仲熊、張震らの上奏が錄されている。第二はそれと逆に當然のことながら秦檜派の大量の登第である。十二年の科場では兩浙の解を得た者二百八人のうち秦檜と繫がりが深い永嘉の擧人が四十二名もおり、溫州一州で兩浙の五分の一を占め、「宰執の子姪皆な焉れに預る」という有樣であった（「要錄」巻一四四同年三月乙卯）。[30] また二十四年の科場は秦檜派勢力のピークを示すもので、知貢擧らの考官が檜派で固められるとともに、檜の孫秦塤が省試第一、廷試第二で合格したのをはじめ周寅、鄭時中、秦焞ら秦檜派の子弟が多く上位で登第した。このとき秦塤や廷試第二の曹冠らは殿試對策の中で程學批判の文を綴っている（「要錄」巻一六六同年三月辛酉）。[31] こうした中で紹興十二年、擧子が王安石の「三經新義」を用いるよう上書して、朝廷が論議することがあった。これは高宗の「安石の學は宏博だが穿鑿に私意を以てするところが多いので用いるべきでない」との言で取り止めになっているが（「要錄」巻一四五同年六月癸未）、このような

ことを論議すること自體、その前の趙鼎の時期には考えられないことである。やはり「秦檜は安石を尚ぶ」の具體例であろうか。それから紹興十四年の解試が經賦兼習で行われたことにも一言觸れておく。これは十三年二月の國子司業高閌の言に依る措置で、太學復興に伴い、旬月課試の法を經義・詩賦・論策の三場とした制を科場にも適用したからである。元豐・元祐・紹聖の折衷案が太學の經術主義の名のもとに實施されたわけである。[30] しかし兼習は士人の間に混亂をもたらしたのであろうか、十五年の省試直前になって舊に戻され經賦兩科に分けられた。[31]

秦檜沒後の第四期は、科場に於ける程學、王學の相對化が行われた時期で、「一家の說に拘わらず精擇博取せよ」との詔が出され（「要錄」卷一七三紹興二十六年六月乙酉）、先の二十四年の貢擧で登第した秦檜親黨の秦塤、鄭時中、秦焞、周寅、曹冠らが左遷、追放の處分にあっている（「要錄」卷一七四紹興二十六年八月癸酉）。制度面で注目されるのは、紹興十四年の解試で行われた經賦兼習が三十年の科場で再び實施されたことである。既に秦檜時代から士人がより習得し易い詩賦に流れる傾向があり、十の七、八は詩賦で應募したともいわれる（「要錄」卷一五五紹興十六年十一月庚午）。しかも今度は「詩賦の人は史を讀まず」と高宗が嘆いたように、南宋初期の詩賦を優先せざるを得ぬ狀況とはむしろ逆になってきたのである。これに對して早くから經義で優秀な答案が多い場合には、十分の三を限度として詩賦の定員を回わし經義及第者を增すという措置がとられてきたが、經賦の不均衡は是正されず、特に「禮記」「周禮」「春秋」の應募者が少なく、「周禮」に至っては皆無という狀態であった（「要錄」卷一七五紹興二十六年十一月癸巳）。これを是正するため紹興三十年の科場は第一場で大小經各一道を試す經賦兼習制が實施されたのであった。しかし三十一年二月、經義と詩賦に精通する士人が少なく、どちらか一方に秀れた人物がいても落されるとの理由で兼習制は再び舊制に戻されたのである。

建炎・紹興年間の進士科は、史學を重んずる高宗の經術主義を反映して制定されたが、北宋末新法下の科擧政策の影響が減ずるに從って、經術の衰退という豫想外の結果を齎らし、安石の經術主義は勿論、元祐法で意圖した經學や史學尊重も實現できず、高宗の意に反した結末を迎えたと言えるだろう。

五　從祀問題

南宋朝の王安石評價で看過し得ぬ問題に、孔子廟の配享、從祀がある。というのは「宋史」禮八に「淳祐元年（一二四一）正月、理宗太學に幸す。詔して周敦頤、張載、程顥、程頤、朱熹を以て從祀し、王安石を黜く」とあるように、王安石が最終的に孔子廟から黜けられたのは、理宗の淳祐元年、南宋の滅びる僅か四十年前のことであったからである。王學と程學の對抗關係は從祀問題によって明確に示されることになった。勿論、朝廷の道學公認はこの時より溯り、嘉定十三年（一二二〇）には周敦頤、程顥、程頤、張載の追諡がなされ、理宗の寶慶三年（一二二七）、朱熹が太師を特贈され信國公に追封されている。しかし何といっても國家の教學の中心である太學の孔子廟の從祀が王安石から程朱に變わったということは、王學、程學問題に最終的な結着がついたことを意味した。それではここに至るまでの孔子廟の從祀はどうであったのか、最後に考えてみよう。

紹興七年、胡安國が二程、邵雍、張載の封爵・從祀を要請して以來、二程或いは朱子を從祀せよとの上言は繰り返し行われている。それに對し安石削去の願いは孝宗の乾道四年（一一六八）十二月、太學錄魏掞之によるものと、淳熙四年（一一七七）孝宗の太學行幸の前後、吏部侍郎赭粹中、禮部侍郎李燾らによる上奏が知られる。[32] 特に李燾の上奏は安石の子、王雱を從祀からはずす契機となったとされる。安石については、孝宗の意向或いは從官の論議がまとまらなかったことから從祀續行となった。では王安石父子は何時、誰の意志によって配祀されたのか。北宋末の安石配享の經緯からみてゆこう。

神宗の元豐七年、禮部の上言に依り孟子が顏子とともに宣聖に配食されることになり、同時に荀子、揚雄、韓愈が左邱明ら二十二賢の閒に從祀された。これは孔子廟制度の一大變革である。というのは從來の配享が顏回を第一として、以下孔門十哲を列したのに對し、韓愈以降興った道統の考えに基づき、孟子を顏子の次に配したからである。[33] 所謂、廣義の宋

學の道統觀をそのまま孔子廟制度に反映させたことになろう。こうして道統を繼承するものが從祀されるという考えができあがり、その中で徽宗の崇寧三年（一一〇四）六月、安石が配享され、位は鄒國公（孟子）の次に定められたのであった。やがて政和三年（一一一三）には安石が舒王に、王雱も臨川伯に封ぜられて從祀され、父子ともども孔子廟廷に配されたのである。しかし欽宗の靖康元年、一連の反王安石、反新法黨政策のもとで、右諫議大夫楊時の上言に依り安石配享の像もまた毀去された。だがこのとき安石は孔子廟から完全に追放されたわけではなく、「鄭康成の例に依りて從祀せよ」との詔が下され配享から從祀の列に格下げとなったのである。[28] 南宋末の黄震は「往歳、顔、孟の配享は並に先聖の左に列し、近ごろ曾子、子思を升すに又並に先聖の左に列し而して其の右を虚にし以て相向わず」と述べ、その理由を太學博士陸鵬升に聞いたこととして、大略次のように言う「初め顔、孟の配享は左が顔子、右が孟子であった。熙豐年間、新經が盛行してから安石を聖人と爲し、顔子の下に配享した。故に左が顔子と安石、右は孟子となった。未だ幾ばくならずして蔡卞が安石は孟子の下に在るべきではないとし、安石を右に遷して顔子と向いあわせ孟子を顔子の下、第三位に移した。こうして左が顔、孟、右が安石となった。蔡卞はやがて安石を顔子の上、更には孔子に代えようとさえ考えていたのである。南渡後安石の配享が罷められたのに孟子の位を元に戻す議が起らなかったので今だに右が虚なのである。[29]」顔、曾、思、孟四子の配享は理宗の咸淳三年（一二六七）に制定され、以後歴代の定制となった。[30] 後世の左右配享と異なり四子が孔子の東面に西向して一列に配位されていることが、當時も問題にされたのである。同様の指摘は既に王明清、岳珂もしており、[31] 孔子に誰をどのような位置で配享・從祀するかは諸説紛々であったらしい。例えば孔子の像は南面するが、これも朱子の意見では古禮でなく、「古人の神位は皆な西に坐して東に向う」のであり、或いは宣聖の像を造ること自體、禮に反した。また開元禮に據ると釋奠は、時に臨んで位を設け、顔孟の配饗は先聖の左右に於てなされているのに、今は東に坐して西に嚮うと、やはり配享の位置についても疑問を呈している。[32] 孔子廟の殿上での配享、十哲の從祀、東西兩廡での諸弟子、先儒の從祀が明確にされたのは政和三年（一一一三）の「政和新儀」制定に於てであるが、このときの配享の位置關係は明

らかでない。王明清、岳珂は顔、孟は左右に配されていたと考えたのであろう。(補註) ともかく安石父子は孔子廟に從祀された狀態で南渡を迎えたのである。言うまでもなく南宋は新たに行在を定め行宮を建設せねばならなかった。ということは、北宋末の太學孔子廟を繼承するとはいえ、建炎三年神宗廟への安石配餐を罷め、紹興四年舒王の告を追奪しながら、一方では再建した太學の孔子廟に安石父子を實質上祀り直したことになる。それは誰の意圖であったのか。史料は何も語らぬが、配餐を罷め王爵追奪を上言したのが趙鼎であったように、今まで見てきた所によれば秦檜を措いては考えられぬであろう。

南宋の太學は、秦檜宰相下の紹興十二年（一一四二）臨安府學を增修して太學とすることでまず再興された。翌年正月岳飛の舊宅が國子監太學に當てられ、國子司業に高閌が任命されてから本格的に制度が整えられる。七月には三百人の生員が合格し、大成殿に至聖文宣王を奉安して再建は一段落した。孔子奉安の禮を執行したのは秦檜である。こうして高閌は、太學復興の最後の仕上げとして高宗の視學を願い出、十四年三月己巳、太學行幸が實現している。[39]

ところで高閌は嘗て太學で楊時に從い學んだことがあり、胡安國が楊時に士を訪うたところ閌を第一に推したという逸話の持主である。また彼は鄞縣出身であることから、後代四明伊洛の學の祖と仰がれるように龜山門下の程學系の學者であり、しかも趙鼎の黨として久しく追われていた者である。それにもかかわらず秦檜の下で登用され太學再建の任にあたったのは、彼が上舍選をもって進士及第を賜わったという經歷や經術主義の主張が認められたためであろう。[40] 課試の法が高閌の意見により經賦兩習の三場と決められ、これが十四年の解試にも適用されたことは前節で述べた通りである。しかしこのことは同じく程學を奉ずる學者からの反撥を買うことになった。[41] それは秦檜に阿諛したことへの非難をも含め、この時期に太學を復興した政治的意味について指彈するものであった。秦檜の意圖は正しくそこにあった譯で、紹興十一年の玉牒所、十二年の崇政殿、垂拱殿、十三年の圜丘、太社、太稷、十四年の宗子學、祕書省、御書院ら一連の造營、設置は、和議を既定のものとし、講和の體制づくりのための國制整備であり、太學復興もその一環であったのである。[42] 太學再

建の意味がここにあるとすれば、孔子廟に從祀された安石父子は、飽くまで主戰論と王學批判を唱える程學系官僚を排除しようとする秦檜政治の象徴的意味合いをも持っていたことになる。そしてこの從祀が以後百年續くということは、南宋の政治史、政治思想史を考える場合、よく心に留めておかねばならないと思うのである。

おわりに

高宗の經術主義を軸に王安石評價に關連する實錄改修、科擧進士科の試題更定、孔子廟從祀について概觀してきたが、いずれも事實の表面を撫ぜるだけに終ってしまったようである。しかしそれらの諸史料は、程學に代表される過激な王學批判派に對して、沈默こそしてはいるが安石を支持する官僚層の存在もまた示唆しているかのように思われる。秦檜がその中心であったことは既にみた。從って程學系官僚が安石や新法派を非難するのは、單に過去を問題にしているのではなく、現實に批判の對象があったからであろう。だが程學系官僚が、明確な集團、すなわち學派を成しているのに對し、安石支持層はその實態が明らかでない。要するに程學に對抗する王學派というものがないのである。この點は本稿で觸れることのできなかった王學の內容分析とその繼承の檢討を待たなければならないが、少なくとも王學の繼承者がそれを表に出しつつ活動するという現象は見られない。とすれば安石支持派とは、程學系官僚に批判的な者が、程學派の安石批判に與しなかった結果、我々の目に暗默の支持層として映るのかも知れない。だがここで再び楊時の安石批判を想い起したい。彼は祖宗の法を變亂し、學者の心術を敗壞したことを非難した冒頭に、安石が管商の術を挾んだことを擧げているのである。法家的功利主義はその最も忌むところであった。或いは紹興元年、蔡京、王黼の門人であっても材能ある者は任用するとの詔が降されたことも併わせて注意したい。當時、宰相であった呂頤浩は南宋の財政建直しに努力していたが、彼の配下で働く有能な官僚には新法黨系の者が多かったので、この詔が降されたのである（「要錄」卷四八同年十月乙丑）。すなわち程學派に與しない官僚層とは、新法黨政權下の北宋末以來、實質的に政權を支えてきた實務派官僚がその主體で

はなかったかと考えられるのである。

建前として舊法黨の立場をとる初期南宋朝に於て、舊法黨が程學によってほぼ代表される狀況があったにもかかわらず、程學派が政權の中樞を占める時期が趙鼎時代の僅か四年に過ぎなかった原因は、彼らが實務派官僚と王學派を同一視し、自らをそれらに對抗する位置においたからではなかったろうか。程學派の王學批判がもしそうした意味をもつのであれば、秦檜沒後の政局の主導權を握り得ないのは當然で、せいぜい「程學王學兩專門の學に拘わらず」との相對化の形で復權がなされるのに止まったのは十分首肯できる。依然として朝廷は程學を冷遇し、安石從祀が續くことになるのである。これを道學形成史から見れば、やがて體制教學の地位を得るためには、實務派官僚の支持が不可缺となるわけで、こうした觀點から、寧宗末より理宗朝にかけての道學側の動きを改めて問題にしなければならないであろう。

註

① こうした觀點からの考察としては、James T. C. Liu, How did Neo-Confucian school become the state orthodoxy? *Philosophy East and West*, vol 23—4, 1973 が參考になる。なお本稿では、安石の新法そのものの廢止、繼承の問題には觸れられなかったが機會があれば別に考えてみたいと思っている。

② 「續資治通鑑長編拾補」卷五三　靖康元年二月甲寅

③ 「建炎以來繫年要錄」（以下「要錄」と略記）卷四八　紹興元年十月乙丑　以下本稿は「要錄」に據る部分が多い。當然李心傳の立場が問題になるが、今は詳述し得ない。ただ「宋史」本傳に「心傳有史才通故實、……蓋其志常重川蜀而薄東南之士……」とあるが、道學に對しては明らかに好意的である。「道命錄」「建炎以來朝野雜記」（以下「朝野雜記」と略稱）甲卷六　道學興廢　同　乙卷四　元豐至嘉定宣聖配饗議　など參照。

④ 例えば、「要錄」卷三五　建炎四年七月丁巳　同卷四八　紹興元年十月丁卯の條に詳しい。

⑤ 千葉虔「孟皇后のこと—宋代の后妃その三—」（『生江義男先生還曆記念歷史論集』所收　一九七八）

⑥ 衣川強「秦檜の講和政策をめぐって」（「東方學報」四五　一九七三）

⑦ 「要錄」卷一一五　紹興七年九月丁酉　「朝野雜記」甲卷一高宗聖學

⑧ 高宗の學問について、特に秦檜との關係で論じたものに庄司莊一「秦檜について」（「甲南大學論集」七　一九五八）がある。

⑨ 「要錄」卷二六　建炎三年八月癸亥　前任者范沖が「通鑑」

を刻し、刊行直前になって轉任したが、後任の王琮は「通鑑」を邪說視して毀板したので處罰された。范沖については後述。

⑩ 「要錄」卷二四　同月戊申朔「朝野雜記」　乙卷一一　親筆與御筆內批不同　の項參照。

⑪ 「宋元學案」卷二五　龜山學案「要錄」卷八七　紹興五年三月庚子　なお王居正は紹興四年九月、喩樗を左宣敎郎と爲す制詞を執筆しているが、この制詞も安石批判の內容をもつ（「要錄」卷八〇　同月辛未）。喩樗は趙鼎の推擧にかかる程學派官僚。

⑫ 「要錄」卷一七三　紹興二十六年七月乙卯　高宗は陳瓘の「尊堯集」を讀み、その安石批判を嘉して諡を賜っている。

⑬ 安石と「春秋」については、諸橋轍次『儒學の目的と宋儒の活動』（『著作集』一　大修館書店　一九七五復刊）四六九頁以下、皮錫瑞『經學歷史』八經學變古時代、及び周豫同の注釋參照。「斷爛朝報」云々は紹興十五年の進士周麟之が孫覺の「春秋經解」跋文に記した言葉で、それがもし安石の言葉であったにしても王應麟「困學紀聞」卷六が引く尹和靖の言のように、安石に「春秋」を廢する意志はなかったと考えるべきであろう。

⑭ 以下は「要錄」の該當記事の他「郡齋讀書志」卷六　「直齋書錄解題」卷四　「續資治通鑑長編」（以下「長編」と略稱）卷三六五　同卷四五六　蔡上翔「王荆公年譜考略」卷二五「朝野雜記」甲卷四　神宗哲宗新實錄などを參照。

⑮ 任申先、張九成、尹焞、高閌、胡珥、范如圭、朱松、王蘋、李彌遜、李公懋、喩樗、常同、王居正、劉大中、熊彥詩、環中、鄧名世、勾濤、張嵲らである。

⑯ 「要錄」卷二二一　紹興八年壬午　「道命錄」卷三　李心傳の言によれば、黃潛善の推薦を受けた張浚は「紹述の論」は「孝悌の說」だとし、趙鼎の安石批判及び新兩朝實錄に批判的であったとする。

⑰ 「宋史」卷三二七　王安石傳　熙寧二年二月參知政事として神宗に述べた言葉、「經術正所以經世務、但後世所謂儒者、大抵皆庸人、故世俗皆以爲經術不可施於世務爾」

⑱ 宮崎市定「宋代の太學生生活」（『アジア史研究』一所收）

⑲ 荒木敏一『宋代科擧制度研究』（東洋史研究會　一九六九）九四頁參照。

⑳ 侍御史劉摯は詩賦の復活を主張。左僕射司馬光は經術優先を唱えた。「宋史」選擧志一「長編」卷三六八　元祐元年閏二月庚寅及び同卷三七一　元年三月壬戌の條參照。

㉑ 元祐四年の知杭州蘇軾の言。「文獻通考」選擧考四　同八年の中書の言では、太學生員二千一百餘人中、詩賦を兼ねざる者は纔かに八十二人という。（「宋史」選擧志一）

㉒ 「宋元學案」九八　荆公新學略參照。

㉓ 三十年の科場については「宋會要」選擧四　擧士十　二十七年二月一日及び三十一年二月二十二日の條參照。なお紹興十五年については後述。

㉔ 「宋會要」選擧四　擧士十　建炎元年六月十三日の條。

㉕ 馬端臨は、この閒の事情について「按、尊經書抑史學廢詩賦、此崇觀以後立科造士之大指、其論似正矣、然經之所以獲尊者、以有荆舒之三經也、史與詩之所以遭斥者、以有涑水之通鑑蘇黃之酬唱也、羣愒借正論以成其姦、其意豈以爲六籍優於遷固

李杜也哉」（「文獻通考」卷三一選擧四）と適確な批評をしている。

㉖ 註㉑蘇軾の言。

㉗ 「宋元學案」卷四六　玉山學案　「宋元學案補遺」卷二六

㉘ 秦檜と溫州の人士との繫がりについては衣川前掲論文參照。溫州は兩浙でも特に科擧の盛んな地であること。有力な實學永嘉學派の中心地であることなど興味深い問題が多い。

㉙ 秦檜派の程學彈劾は概して內容に乏しい。このときの曹冠が、伊川の學は佛說を採り入れていると述べることが注意を引く程度である。

㉚ 「朝野雜記」甲卷一三　四科　參照。

㉛ 解試の段階で經術精通の秋試官が不足するなどの問題も起り、混亂を窺わせる（「要錄」卷一五一　紹興十四年四月己酉）。

㉜ 「皇宋中興兩朝聖政」卷四七　卷五五　「朝野雜記」乙卷四元豐至嘉定宣聖配饗議。清　龐鍾璐撰『文廟祀典考』（中國禮樂學會影印）參照。

㉝ 「文獻通考」卷四四學校五　陶希聖「孔子廟庭中漢儒及宋儒的位次」下（「食貨月刊」復刊二ノ二　一九七二）

㉞ 「靖康要錄」卷六

㉟ 黃震「慈溪黃氏日抄分類」卷三二　四位配享封爵

㊱ 顧炎武「日知錄」卷一四

㊲ 「揮麈錄」前錄卷三　「桯史」卷一一

㊳ いずれも「朱子語類」卷九〇　禮七

㊴ 以上は「要錄」卷一四五～一五一の關連記事、「宋會要」崇儒一　太學の條參照。

㊵ 「宋元學案」卷二五　龜山學案　「宋史」卷四三三本傳

㊶ 「要錄」卷一五一　紹興十四年三月壬申　に引く胡寅の書。

㊷ 「要錄」卷一四八　紹興十三年二月乙酉に附す呂中「大事記」

（補註）　程元敏「王安石雱父子享祀廟庭考」（「國立臺灣大學文史哲學報」二七　一九七八）脫稿後、氏の論稿を見ることができた。顏、孟、王の配享の位置については、ほぼ「桯史」「黃氏日抄」の記事に依られている。しかし、「通考」卷四四崇寧三年には、安石配享の前に「三年太常寺言、國朝祀儀諸壇祠祭、正位居中南面、配位在正位之東南西面、若兩位亦爲一列以北爲上、其從祀之位又在其後」とあり、「桯史」の如く「初舊制兗、鄒二公東西嚮」とばかりは言えない。また「宋會要」禮一六釋奠の紹熙三年八月十七日の條にも「兗國公顏回、鄒國公孟軻、舒王王安石配饗西上、王安石已降從祀之例不曾明載指揮……」とあり、北宋末から南宋初期にかけての配享の位置は更に考える必要がありそうである。

of Confucian philosophy systemized by Neo-Confucianism. Miura's strict distinction between heaven and man and absolute denial of five elements are certainly notable. But even in these cases, we find brilliant forerunners in the history of Chinese philosophy, Hsün-tzu 荀子 and Liu Tzung-yüan 柳宗元 in the former, Wang T'ing-hsiang 王廷相 and Wu T'ing-han 吳廷翰 in the latter. In Japan itself, the scholars of Kaitokudo 懷德堂 in Osaka with whom Miura kept an intimate contact, for example, generally tended to deny the existence of five elements. At any rate, the philosophy of *ch'i* seemed at this time to have reached the stage to cast away the five elements.

To summarize, it can be said that Miura's philosophy was a splendid monument to the encounter between the European geocentric theory of nature and the philosophy of *ch'i*. Whether or not one can see in it the spirit of modern science, as often been suggested, I cannot yet decide.

The Evaluation of Wang An-shih 王安石 in the Early Southern Sung

Kondo Kazunari

The Southern Sung government is said to have been dominated by sympathizers of the Old Law Party 舊法黨. This generalization, however, needs to be re-examined. For one thing, it was in 1241, only forty years before the fall of Southern Sung, that Wang An-shih was deprived of his place in the Confucian temple 孔子廟 of the Imperial Academy 太學. Being enshrined in the Confucian temple was an honour reserved exclusively for those considered as orthodox followers of Confucius. Despite repeated attempts, for example, it took more than a hundred years to have scholars of the *tao-hsüeh* 道學 school, such as the Ch'eng 程 Brothers, so honoured. What significance, then, could we draw from this fact?

In order to legitimize his accession to the throne, Kao-tzung 高宗 was compelled to change the image of Empress Hsüan-jen 宣仁皇后, villified by the New Law Party 新法黨. The revision of the veritable records 實錄 of Shen-tzung 神宗 and Che-tzung 哲宗 was ordered to serve this purpose, and the people worked on the task were, by and large, followers

of the Ch'eng Brothers, with Chao Ting 趙鼎 as the central figure, Fervent critics of Wang, they based the revision on their conviction. Around the same time, Wang was stripped of the princely title, and his mortuary tablet was removed from the temple of Shen-tzung. The anti-Wang campaign, thus, seemingly took a firm root in the Southern Sung court.

The situation, however, went through a radical shift once Ch'in K'uei 秦檜 came to power. As officials of the Ch'eng school, who advocated continued war with the Chin 金 were purged, criticism against Wang too subsided. Moreover, Ch'in was reportedly a great admirer of Wang. When the Imperial Academy was re-established, it was probably through his influence that Wang was enshrined in the Confucian temple. The rehabilitation of Wang was carried on on the nationwidescale thereafter, while the Ch'eng school was continued to be treated coldly at the court.

In short, Ch'eng school's criticism of Wang An-shih put it in the position opposing the pragmatic bureaucracy. As a consequence, it seemed to have lost all power to lead the real politics. The enshrining of Wang in the Confucian temple symbolizes this development.

The Rise of Neo-Confucian Orthodoxy in Yuan China

W. Theodore de Bary

It is well known that Chu Hsi's 朱熹 teaching became a dominant force and virtual orthodoxy in China, Korea and Japan during later centuries. That orthodoxy, however, was not created by Chu Hsi himself but by others after him. In this study are examined some of the converging intellectual and political developments that led up to the adoption of Chu's teaching as the standard for the civil service examinations, which occurred first in the Yuan dynasty and was then confirmed by the Ming and Ch'ing.

Two teachers made important contributions to that early development, Chen Te-hsiu 眞德秀 (1178–1235) and Hsü Heng 許衡 (1209–81). They represent a strain of ethico-political thought expressed in the concepts of the "transmission of the Way" or orthodox tradition (*tao-t'ung* 道統) and